

犬山市議会第 7 9 号議案

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、災害応急作業等手当の額を改定するため必要があるからである。

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表災害応急作業等手当の項中「７１０円」を「９５０円」に、「１，０８０円」を「１，４４０円」に、「２，１６０円」を「２，８８０円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

○犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）			旧（改正前）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手当の種類	勤務内容	手当の額	手当の種類	勤務内容	手当の額
〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃	〃 略 〃
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視に従事したとき。	1日につき <u>950円</u> （大規模な災害として市長が定める災害（以下「大災害」という。）に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440円</u> ）。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。 (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の150 (2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200	災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路、堤防等において行う巡回監視に従事したとき。	1日につき <u>710円</u> （大規模な災害として市長が定める災害（以下「大災害」という。）に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080円</u> ）。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。 (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の150 (2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200
	異常な自然現象により重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。	1日につき <u>1,440円</u> 。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。 (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の150 (2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200		異常な自然現象により重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。	1日につき <u>1,080円</u> 。ただし、作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、この額に当該各号に定める率を乗じて得た額。 (1) 日没時から日出時までの間において行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の150 (2) 市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 100分の200

新（改正後）			旧（改正前）		
	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業に従事したとき。	1日につき <u>950円</u> （大災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,440円</u> ）。ただし、作業が深夜において行われた場合にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額。		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された犬山市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策の作業に従事したとき。	1日につき <u>710円</u> （大災害に係る作業に従事した場合にあっては、 <u>1,080円</u> ）。ただし、作業が深夜において行われた場合にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額。
	大災害が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定（平成15年4月1日締結）に基づく消防相互応援による消防業務又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての消防業務に従事したとき。	1日につき <u>2,880円</u>		大災害が発生した市外の区域において、愛知県内広域消防相互応援協定（平成15年4月1日締結）に基づく消防相互応援による消防業務又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての消防業務に従事したとき。	1日につき <u>2,160円</u>
略	略	略	略	略	略